

つがる総合病院「特別の料金(選定療養費)」が改定になります

つがる総合病院は、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や、CT、MRI検査等の高額な医療機器・設備を必要とする外来(重点外来)を担っており、紹介患者の診療を重点的に行う「紹介受診重点医療機関」として県から公表されています。

これに伴い、次に該当する場合は、令和6年2月1日から下表の「特別の料金」を負担いただくこととなります。

- ①かかりつけの診療所等からの紹介状を持たずに、つがる総合病院を受診する場合(初診)
- ②つがる総合病院で治療を行い、その後医師が他医療機関での治療の継続を勧めた際に、引き続き当院での治療を希望する場合(再診)

紹介状が無い場合の「特別の料金」

区 分		令和6年1月31日まで	令和6年2月1日から
①他医療機関からの紹介状をお持ちでない方(初診)	医 科	2,200円(税込)	7,700円(税込)
	歯 科		5,500円(税込)
②医師が他医療機関での治療の継続を進めた際に、引き続き当院での治療を希望する方(再診)	医 科		3,300円(税込)
	歯 科		2,090円(税込)

外来機能の役割分担を明瞭にすることで、外来時間の待ち時間の短縮につながり、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになることが期待されます。

まずは普段通っている医療機関を受診して、専門的な検査・治療等が必要と判断された場合は、つがる総合病院等の病院を紹介されますので、紹介状を持参の上、受診いただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、ほかの医療機関からの紹介状を持参されない場合でも、次の方は特別の料金をいただきません。

- ①救急車で搬送や緊急な診療を必要とされる方
- ②国の公費負担医療制度の受給対象者(生活保護受給者など)
- ③今回受診する診療科は初めてでも、当院のほかの診療科から院内紹介されて受診する患者

- ④医科と歯科との間で院内紹介された患者
- ⑤当院周辺でほかに受診したい診療科を持つ医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っている場合
- ⑥特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- ⑦外来受診から継続して入院した患者
- ⑧災害により被害を受けた患者
- ⑨労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ⑩その他、当院を直接受診する必要性が特に認められた患者

*詳細は、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html)をご覧ください。

問い合わせ先

つがる総合病院事務部医事課 TEL35-3111(代表)

現金買取 鉄・非鉄・農機具類

株式会社 高橋商事 五所川原営業所

引取りもご相談ください

つがる市柏鷲坂清見71-16



TEL 0173-26-7576

